一七の二、一八、一九、二〇の一、二〇の二、二一、三二、三三、三四の一、三四の二、三五、三六の一、三六の二、三七から四〇まで、四二の一、四二の二、四三の一、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六、四七、五八の一から五八の三まで、六二、八二、八五から八九まで、一二〇から一二二まで、一二四、一二五、一二七、一二八、一二九の一、一三〇の一、一三一、一三五の一、一三五の二、一三六、三五字大蛇良七の一、七の二、八、九の一、九の二、一二、一三、一四の一、一四の二、二九の一、二九の二、三〇、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四四から四六まで、五一、五二、五四の一、五四の二、五五から五七まで、五八の一、五八の二、六〇の一、六〇の二、六一、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二、六八、六九、七六、八〇、八二、八三の一、八三の二、八四、八五、三六字稲荷山一、二、七、八、一一の一、一七から一九まで、二一、二三から三四まで、三五の一、三五の三、四一の一、四二の一、四三から四七まで、四九、五〇、五三の一、五三の二、七〇、七一、三七字上蛇良三の一から三の三まで、七、八、九の一から九の四まで、二四、二五の一、二五の二、二六の一から二六の三まで、二七の一、二七の二、二八、三一の一、三一の二、三二の一、三二の二、三七、三八の一、三九の一から三九の三まで、四二の一、四三から四五まで、六一、六二、六四、六六、六七、六八の一、六八の二、三八字杉尾三五、三六、三七の一、三七の二、三八から四〇まで、四二、四六、四七の一から四七の五まで、四八、四九の一、四九の二、三九字向江山九、一二から一八まで、二〇から二三まで、四四、四五、六六の一、六六の二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県総社市原字上細瀬一の九、字塩垣一五八四の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字烏山二二〇〇の一、二二〇〇の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼市脊振町服巻字平野五九八八の一、五九八八の三五、五九八八の四一から五九八八の四八まで、五九八八の五一、五九八八の五二、五九八八の五五から五九八八の五七まで、五九八八の六〇、五九八八の一七、五九八八の一一八、五九八八の一三二、五九八八の一四六、五九八八の一四七、五九八八の一七二、五九八八の一七七、五九八八の一七八、五九八八の一八二、五九八八の一九九、五九九二の二、五九九四、五九九八の一、五九九八の二、五九九九、六〇〇三、六〇〇四の一、六〇〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市山浦町字西田一九五三の三、一九五四の二、一九七〇の二、一九七〇の五、一九七三

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二